

福岡市雨水流出抑制施設助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、市内で雨水貯留タンクを設置する者及び雨水浸透施設を設置する者に対し助成金を交付することにより、水害防除に対する市民意識の向上・啓発を図るとともに、市民と協働した安全・安心のまちづくりに資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）雨水流出抑制施設

本条第2号に定める雨水貯留タンク及び第3号に定める雨水浸透施設をいう。

（2）雨水貯留タンク

建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、河川・水路等への流出を抑制するとともに庭木等への散水用の水として活用できる施設で市長が別に定める基準を満たすものをいう。

（3）雨水浸透施設

建物の雨樋等から雨水を集め、当該敷地内で地下に浸透させる機能を有する雨水浸透枳及び雨水浸透管（浸透孔を有し、その周囲が充填材料等から構成されるものをいう。）で市長が別に定める基準を満たすものをいう。

（助成対象地区）

第3条 助成対象区域は、雨水貯留タンクについては市内全域とし、雨水浸透施設については市街化区域内（一部の区域を除く）として、毎年度予算の範囲内で助成する。

（助成金交付対象者及び要件）

第4条 助成金の交付対象者は、雨水流出抑制施設を設置する土地・建物の所有者又は使用者（国、地方公共団体、特殊法人またはこれらに準じる団体を除く）とし、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

（1）下水道使用料、及び受益者負担金、市税の滞納をしていないこと。

（2）雨水浸透施設の設置については、福岡市排水設備指定工事店が施工するものであること。

2 前項で規定する要件を満たしている場合であっても、雨水浸透施設については、地形・地質等により雨水を浸透させることが不適当な区域、又は「福岡市開発行為の許可等に関する条例」第4条に基づき定められた区域においては助成金を交付しない。

3 助成の対象は、公募により募集するものとする。

（事前協議）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その構造等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額等は、次のとおりとする。

施設	対象経費	助成上限額
雨水貯留タンク	雨水貯留タンクの購入価格（タンク本体価格と接続するために必要なパイプなどの価格との合計額とし、消費税を含む。設置費、配送費は除く）	・ 対象経費の 1/2 に相当する額を助成する ・ 合計容量 100～500 ㎡未満 15,000 円 500 ㎡以上 30,000 円 ・ 1 家屋 1 度まで
雨水浸透施設	既存建物 雨水浸透桝、浸透管の設置工事費（材料価格と設置費用の合計額とし、消費税を含む）	・ 対象経費の全額を助成する ・ 雨水浸透桝 20,000 円/基 ・ 雨水浸透管 7,000 円/m ・ 1 敷地総額 100,000 円 ・ 1 家屋 1 度まで
	新築、増築建築物 雨水浸透桝、浸透管の設置工事費の一部（材料価格と設置費用の合計額の半額とし、消費税含む）	・ 対象経費の 1/2 に相当する額を助成する ・ 雨水浸透桝 10,000 円/基 ・ 雨水浸透管 4,000 円/m ・ 1 敷地総額 50,000 円 ・ 1 家屋 1 度まで

2 前項の助成金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、福岡市雨水流出抑制施設助成金交付申請書（様式第1号）により市長に対し助成金の交付を申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請が提出されたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、福岡市雨水流出抑制施設助成金交付決定通知書（様式第2号）または福岡市雨水流出抑制施設助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(助成金の変更交付申請)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、交付決定内容を変更する場合、福岡市雨水流出抑制施設助成金変更交付申請書（様式4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により変更申請書が提出された場合、市長は福岡市雨水流出抑制施設助成金変更交付決定通知書（様式5号）により助成金の交付決定を変更することができる。

(助成金の取り下げ申請)

第10条 助成金交付申請を取り下げようとする場合は、福岡市雨水流出抑制施設助成金交付取り下げ申請書（様式第6号）により市長に対し助成金の取り下げを申請しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 申請者は、雨水流出抑制施設設置が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第12条 市長は、前条の完了実績報告があったときは、遅滞なく雨水流出抑制施設設置の完了検査を実施し、助成金の交付決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式8号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第13条 前条の確定通知を受けた者は、請求書（福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則：様式第18号の1）により、助成金の交付を請求することができる。

(助成金の交付)

第14条 市長は、前条の請求が適正であると認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消し等)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金を取り消す場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(雨水流出抑制施設の保全)

第16条 助成金の交付を受けた者は、当該雨水流出抑制施設を7年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、常に良好な状態に管理しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 助成金の交付を受けた者で、当該雨水流出抑制施設を第三者に譲渡又は廃止しようとするときは、その旨を届けなければならない。

3 市長から使用状況等の調査の要求がある場合は協力すること。

(助成金交付の有効期間)

第17条 助成金交付の有効期間は、「福岡市雨水流出抑制助成金交付決定通知書」を受けた日から当該年度内とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。